

スライド1

それでは、松沢中学校改築基本構想の検討状況について説明させていただきます。

スクリーン、又はお手持ちの資料をご覧ください。右下にページ数が振られていますので、表紙をめくって2ページをご覧ください。

スライド2

はじめに、昨年取りまとめた整備の基本的な考え方をご説明いたします。

1つ目は、普通教室棟及び特別教室棟の改築と、屋内運動場棟の長寿命化改修、武道場・プール棟の改修です。

世田谷区公共施設等総合管理計画では、学校改築の基本的な考え方として、棟別の全棟整備を基本とし、長寿命化が可能なものについてはリノベーションを行うとしております。これに沿って可能性を検討した結果、北側にある校舎棟につきましては、日影規制の既存不適格により周辺へ影響があるため改築としております。

西側の特別教室棟についても、構造性能調査の結果から長寿命化に適さないことや、将来の改築の困難度から改築としております。

一方、南側の屋内運動場棟については、環境面、性能面の調査結果から、長寿命化を図るための改修を行うこととしております。

また、武道場・プール棟については、環境面、性能面の調査結果や、平成5年竣工という築年数を考慮し、改修としております。

2つ目は、仮設校舎を抑制した整備です。

仮設校舎を活用した改築工事では、既存校舎から仮設校舎、仮設校舎から新校舎への引っ越し作業が必要になること、仮設校舎利用期間が加わることで新校舎利用開始までの期間が長くなる可能性があり、仮設校舎を整備、解体する間の騒音や振動が発生するデメリットもあります。

既存校舎や屋内運動場棟を活用しながら改築することで、仮設校舎への一時的な引越しを無くし、工事期間の近隣への負担を抑制するとともに、新校舎の利用開始を早めることができます。また、仮設校舎にかかる経費についても削減できる整備方針といたしました。

3つ目は、松沢図書室の複合化です。

世田谷区公共施設等総合管理計画を踏まえ、近隣の松沢まちづくりセンター1階にあります松沢図書室との複合化に向けても検討を進めております。

スライド3

続きまして、3ページをご覧ください。整備する建物の規模についてご説明いたします。まず、中学校の既存ののべゆか面積と整備後ののべゆか面積です。

既存の建物は、全体で8,521㎡です。改築後は、約8,430㎡を想定しています。

改築後の面積は、現在、世田谷区の学校改築において共通のルールとしている「学校改築ガイドライン」に基づき、各室の面積を積み上げて算出しています。

普通教室や特別支援教室、ほっとルームや防災倉庫などについては、今よりも面積が増加します。一方で、複数の教室が配置されている特別教室については、理科室を除いて1教室となります。また、のちほどご説明しますが、新校舎棟を屋内運動場棟や武道場・プール棟の北側にコンパクトに配置することで、廊下等の共用部の面積が小さくなるという要素も踏まえた想定規模となっています。

次に校庭面積ですが、既存の校庭面積は約4,550㎡となっています。改築後の校庭面積は、配置計画のプランにもよりますが、約4,900㎡から5,050㎡を想定しております。

スライド4

続きまして、改築の基本方針についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

こちらは、基本構想検討委員会の中で、改築の計画を進めていく上での方針をまとめたものです。検討委員会は、学校長、地域及び学校関係の方々、区の職員で構成されています。

基本方針は、全部で4つの柱があります。

1つ目は、「快適に学習や活動が行える教育環境づくり」です。

コンパクトでまとまりある校舎配置とすることで、教室の移動負担を軽減し、生徒が学習に集中できる環境を整えます。

また、主体的で探究てきな学びを実現し、学習形態や教育環境の変化に柔軟に対応できる施設を目指します。

スライド5

5ページをご覧ください。

2つ目は、「安全・安心で「心の居場所」となる学校づくり」です。

生徒の個性を尊重し、安心して学校生活を送ることができることはもちろん、災害時には避難所としての役割を想定した施設づくりや、安全で誰もが使いやすい施設とします。

スライド6

6ページをご覧ください。

3つ目は、「自然環境や人にやさしい持続可能な学校づくり」です。

自然エネルギーの有効活用や省エネ化により、SDGSを推進するとともに、木材の積極的な活用により、安らぎとあたたかみのある学校を実現します。

スライド7

7ページをご覧ください。

4つ目は、「地域と「共育」できる施設づくり」です。

学校、家庭、地域が連携することで、信頼のもとに生徒を育む開かれた施設とします。また、松沢図書室の連携利用により、学校と地域コミュニティとの相乗効果が生まれる施設とします。

以上の方針をもとに、検討を進めています。

スライド8

続いて、検討中の配置計画（案）についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

検討委員会では、校舎配置のイメージとして、こちらの4パターンについて比較検討しています。

A案・B案・Bの2案は、校舎棟を南側に配置し、敷地の北側に校庭を配置した案です。校舎棟と屋内運動場棟、武道場・プール棟の間の空間は、中庭としての活用を想定しています。このあと具体的にご説明しますが、A案とB案、Bの2案については、仮設校舎の有無や工事の手順について違いがあります。

C案は、敷地の東側に4階建ての校舎棟を配置し、敷地の西側に校庭を配置した案です。中庭がない分、他の案に比べ校庭面積を広く確保することができます。

なお、校庭については、いずれの案でも現在の面積より広くなる想定です。

スライド9

まず、A案の特徴についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

こちらは昨年度に策定した整備方針を基にした案で、一部仮設校舎を建設し、既存校舎の解体を2期に分けて行います。

校庭面積は約4,900㎡となっており、既存の校庭に比べて350㎡程度広くなります。これにより最大で200メートルトラックと100メートルレーンを確保することが可能です。

次に、周辺環境への影響についてですが、校舎棟が南側へ移動することで、敷地の西側と北側の近隣住宅は新たに校庭に面することになります。日照について改善される一方、校庭に直接面することで砂ぼこり等の問題が懸念されますが、校庭の舗装材について、人工芝やゴムチップ舗装などについても検討していきます。

普通教室の向きは、明るい南側、または安定した光を取り込める北側の校庭に向けた配置が考えられます。

工事中の校庭面積や生徒動線については、この後、たて替えステップ図の中でご説明いたします。

スライド10

続きまして、A案のゾーニングについてご説明いたします。10 ページをご覧ください。こちらが現段階で想定している各階ゾーニング図になります。生徒の出入り口は、現在使用されている生徒通用口と正門の2か所からとし、昇降口は正門に近い東側に設けます。

また、松沢図書室利用者は図左下のみなみ門、地域開放利用者は真ん中あたりの地域開放用出入口を利用する想定です。

松沢図書室は学校のセキュリティ面に配慮して敷地の西側に配置する案としています。

普通教室は、中庭に面した南側配置としています。特別教室は、今後の地域利用を見込んで屋内運動場棟1階と改築校舎の西側に配置することで、セキュリティーゾーンを区分し、時間帯に応じて、学校機能と分けて利用できる想定としています。

スライド11

続きまして、A案のたて替えステップについてご説明いたします。11 ページをご覧ください。

まず、ステップ1で仮設校舎をつくり、ステップ2で既存校舎の特別教室の一部を仮設校舎へ移転後、水色の部分を解体します。その際に既存校舎と武道場・プール棟をつなぐ渡り廊下が必要となります。ステップ3で校舎棟の改築工事と屋内運動場棟の長寿命化改修を行います。この段階からステップ5までの期間は仮校庭が小さくなるため、代替の仮校庭の確保について検討する必要があります。

工事中の生徒動線は、現状と変わらず生徒通用口からとなります。

なお、参考として、工事の手順をステップ図の下に示しておりますが、詳細な各工事の期間につきましては、設計が進み、計画がまとまりましたらお知らせいたします。

スライド12

続いて12 ページをご覧ください。ステップ4で引き続き校舎棟の改築工事を行います。校舎棟の完成後、既存校舎と仮設校舎から新校舎への引越しを行い、ステップ5で既存校舎・仮設校舎・渡り廊下の解体と、並行して武道場・プール棟の改修工事を行います。最後にステップ6で校庭の整備を行います。

スライド13

続いて、B案の特徴についてご説明いたします。13 ページをご覧ください。

B案は、既存校舎と重ならない位置に新校舎棟を配置し、工事期間中は既存校舎を活用することで、一期工事かつ仮設校舎を作らずに整備が可能な案です。

工事中の校庭面積は、仮設校舎を作らないため、A案と比べて広く確保することが可能です。それ以外の比較項目については、A案とおおむね同様となります。

スライド14

次に、B案のゾーニング図についてご説明いたします。14ページをご覧ください。

出入り口やゾーニング計画は、おおむねA案と同様ですが、校舎棟を既存校舎と重ならないようにするため、松沢図書室は、A案に比べてみなみ門から奥の位置になります。

スライド15

続いて、15ページをご覧ください。

まず、ステップ1で武道場・プール棟を改修し、ステップ2で校舎棟の改築工事と屋内運動場棟の長寿命化改修を並行して行います。ステップ3で引き続き校舎棟の改築工事を行います。

この間、仮校庭の面積は約2,000㎡確保できる見込みです。

スライド16

続いて、16ページをご覧ください。ステップ4で既存校舎を解体し、最後にステップ5で校庭の整備を行います。

また、既存校舎を解体後、校舎棟西側には約540㎡のスペースがうまれます。

スライド17

続いて、Bの2案の特徴についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

Bの2案は、給食室をあとから工事することで、校庭に対して校舎がまっすぐと伸び、広い中庭が確保できる案です。既存校舎に影響のない位置に校舎棟を建て、既存校舎を解体した後に、給食室を整備します。

スライド右側の比較項目については、B案とおおむね同様となります。

スライド18

続いて、Bの2案のゾーニング図についてご説明いたします。18ページをご覧ください。

この案では、松沢図書室の位置を、現在の松沢図書室から比較的近い東側の2階に配置しています。松沢図書室の利用者は、生徒動線と明確に分けられた屋内運動場棟東側から階段またはエレベーターを使い、昇降口上部のデッキを介してアクセスする計画とし、学校とのセキュリティは1階と2階で分ける計画です。

スライド19

続いて19ページをご覧ください。ステップ1からステップ3につきましては、おおむねB案と同様となっております。

スライド20

続いて20ページをご覧ください。ステップ4で既存校舎を解体した後、ステップ5で既存校舎の空いたスペース、校舎棟の左側に給食室を整備します。給食室の工事は校庭整備

と並行して行うため、B案との工期の差はほとんどありません。

また、給食室が完成するまでの間は、太子堂調理じょうからの搬送により給食を提供することを想定しています。

スライド21

最後にC案の特徴についてご説明いたします。21 ページをご覧ください。

他の3案とは異なり、校舎棟を東側に配置する案です。

校庭面積は約 5,050 m²と、4案の中で一番広く確保できますが、トラックの大きさは最大で180メートルとなります。また、校舎棟の北側に約800 m²のスペースがうまれます。

次に周辺環境への影響ですが、敷地東側に校舎棟を配置するため、東側の近隣住宅へ新たな日影が出る可能性があります。西側と北側については、他の3案同様、日照が改善されます。

続いて、普通教室の向きは、東向きまたは西向きが想定されます。

ひがし向きとした場合は、東側の近隣住宅に対する配慮、西向きとした場合は、西日に対する対策が必要です。

スライド22

続いて、22 ページをご覧ください。松沢図書室の配置は、東側の1階を考えています。生徒は正門を利用し、松沢図書室利用者の出入り口を明確に分けることが可能な案です。

スライド23

続いて、23 ページをご覧ください。こちらは、3階と4階のゾーニング図です。

東側の近隣住宅に配慮し、壁面を後退するとともに、3階と4階の普通教室は、西向きに配置した案としています。

スライド24

続いて24 ページをご覧ください。基本的なたて替えステップにつきましては、おおむねB案と同様となります。

校舎棟を東側に配置することにより、工事中的仮校庭について、他の案よりも広く確保することが可能です。

ステップ2・ステップ3においては、東側の正門が工事エリアとなるため、生徒の出入り口をみなみ門にしています。

スライド25

続いて25 ページをご覧ください。ステップ4から正門を利用できるようになります。主にみなみ門から既存校舎を解体し、最後にステップ5で校庭の整備を行います。

スライド26

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。26 ページをご覧ください。

本年度、引き続き基本構想の検討委員会を開催し、基本構想案をまとめます。

令和8年度より具体的な基本設計、実施設計を行い、並行して解体工事、改築工事等と進みます。

現時点では校舎の配置や建物の階数等が未確定のため、今回お示ししているスケジュールは、検討状況により変更となる可能性があります。

なお、設計や工事の各段階で説明会の開催を予定しておりますので、その際は事前に改築だより等でご案内いたします。

スライド27

説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。